

市区町村別集計項目(推進体制等)

群馬県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (平成30年4月1日現在で有効なもの)				
						有			無 現在の状況	有			無 現在の状況	
						条例名称	公布日	施行日		計画名	計画期間	女性活躍推進法との関係		
						13	14	3			14			
10	201	前橋市	生活課	1	2	1	1	まえばし男女共同参画推進条例	平成15年3月28日	平成15年4月1日	前橋市男女共同参画基本計画(第四次)まえばしWindプラン2014	平成26年4月 ~ 平成34年3月	0	
10	202	高崎市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	高崎市男女共同参画推進条例	平成21年3月23日	平成21年4月1日	高崎市第4次男女共同参画計画	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日	1	
10	203	桐生市	市民生活課	1	2	1	1				桐生市男女共同参画計画(平成28年度~平成32年度版)	平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日	1	
10	204	伊勢崎市	市民部人権課	1	2	1	1				第2次伊勢崎市男女共同参画計画	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日	0	
10	205	太田市	市民そうだん課	1	2	1	1				第3次太田市男女共同参画基本計画	平成30年4月 ~ 平成35年3月	1	
10	206	沼田市	生活課	1	2	1	1				沼田市第3次男女共同参画計画	平成28年4月 ~ 平成33年3月	1	
10	207	館林市	市民協働課	1	2	1	1	館林市男女共同参画推進条例	平成17年3月24日	平成17年4月1日	たてばやし男女共同参画プランV	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日	1	
10	208	渋川市	市民部市民協働推進課	1	2	1	1				渋川市男女共同参画計画後期計画	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	0	
10	209	藤岡市	企画部 自治交流課	1	2	0	1				藤岡市男女共同参画基本計画	平成30年4月1日 ~ 平成40年3月31日	1	
10	210	富岡市	市民課	1	2	1	1				第2次富岡市男女共同参画基本計画	平成26年3月 ~ 平成31年3月	0	
10	211	安中市	市民生活課	1	2	1	1				第2次安中市男女共同参画計画	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日	0	
10	212	みどり市	企画課	1	2	1	1				第2次みどり市男女共同参画プラン	平成27年4月 ~ 平成32年3月	0	
10	344	榛東村	住民生活課	1	2	1	0				第2次榛東村男女共同参画基本計画	平成29年4月 ~ 平成39年3月	1	
10	345	吉岡町	町民生活課	1	2	0	1							1
10	366	上野村	総務課	1	2	0	0							0
10	367	神流町	総務課	1	2	0	0							0
10	382	下仁田町	福祉保険課	1	2	0	0							0
10	383	南牧村	総務課	1	2	0	0							0
10	384	甘楽町	社会教育課	2	2	0	0							0
10	421	中之条町	企画政策課	1	2	0	0							1
10	424	長野原町	教育課	2	2	0	0							0
10	425	嬭恋村	総合政策課	1	2	0	0							0
10	426	草津町	総務課	1	2	0	0							0
10	428	高山村	総務課	1	2	0	0							0
10	429	裏香妻町	企画課	1	2	0	0							0
10	443	片品村	保健福祉課	1	2	0	0							0
10	444	川場村	総務課	1	2	0	0							0
10	448	昭和村	教育委員会事務局	2	2	0	0							0
10	449	みなかみ町	町民福祉課	1	2	0	0							0
10	464	玉村町	企画課	1	2	0	0							0
10	521	板倉町	福祉課	1	2	0	0							0
10	522	明和町	介護福祉課 福祉係	1	2	0	0							0
10	523	千代田町	住民福祉課	1	2	0	0							0
10	524	大泉町	企画部 多文化協働課	1	2	1	1				第三次大泉町男女共同参画推進計画	平成28年4月1日 ~ 平成32年3月31日	1	
10	525	邑楽町	住民課	1	2	0	0							0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 平成30年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 平成30年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平成30年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						0	2	2	0	0	2	0	0	
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター		371-0023	前橋市本町一丁目5番2号	027-898-6517	027-221-6200	http://www.city.maebashi.gunma.jp		○	○			○		
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター		370-3531	群馬県高崎市足門町1669-2	027-329-7118	027-372-3121	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010600684		○	○			○		
10	203	桐生市															
10	204	伊勢崎市															
10	205	太田市															
10	206	沼田市															
10	207	館林市															
10	208	渋川市															
10	209	藤岡市															
10	210	富岡市															
10	211	安中市															
10	212	みどり市															
10	344	榛東村															
10	345	吉岡町															
10	366	上野村															
10	367	神流町															
10	382	下仁田町															
10	383	南牧村															
10	384	甘楽町															
10	421	中之条町															
10	424	長野原町															
10	425	嬭恋村															
10	426	草津町															
10	428	高山村															
10	429	東吾妻町															
10	443	片品村															
10	444	川場村															
10	448	昭和村															
10	449	みなかみ町															
10	464	玉村町															
10	521	板倉町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平成30年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
10	522	明和町																			
10	523	千代田町																			
10	524	大泉町																			
10	525	邑楽町																			

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

群馬県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (平成30年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	2	1	2	0	2	
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター	平成26年4月1日	2	3	2,911	○	○	○	○	○		○		○	
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター	平成24年4月1日	4	0	4,169	○	○	○	○	○	○			○	
10	203	桐生市															
10	204	伊勢崎市															
10	205	太田市															
10	206	沼田市															
10	207	館林市															
10	208	渋川市															
10	209	藤岡市															
10	210	富岡市															
10	211	安中市															
10	212	みどり市															
10	344	榛東村															
10	345	吉岡町															
10	366	上野村															
10	367	神流町															
10	382	下仁田町															
10	383	南牧村															
10	384	甘楽町															
10	421	中之条町															
10	424	長野原町															
10	425	嬬恋村															
10	426	草津町															
10	428	高山村															
10	429	東吾妻町															
10	443	片品村															
10	444	川場村															
10	448	昭和村															
10	449	みなかみ町															
10	464	玉村町															
10	521	板倉町															
10	522	明和町															
10	523	千代田町															
10	524	大泉町															
10	525	邑楽町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			12	1	8.3	13	0	0.0	23	0	0.0	18	0	0.0	2,432	18	0.7
10	201	前橋市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	285	4	1.4
10	202	高崎市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	529	5	0.9
10	203	桐生市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	125	2	1.6
10	204	伊勢崎市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	170	2	1.2
10	205	太田市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	199	0	0.0
10	206	沼田市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	81	0	0.0
10	207	館林市	平成16年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	66	0	0.0
10	208	洪川市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	108	1	0.9
10	209	藤岡市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	80	0	0.0
10	210	富岡市				1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	1	1.3
10	211	安中市				1	1	100.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	101	1	1.0
10	212	みどり市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	32	0	0.0
10	344	榑東村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
10	345	吉岡町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	366	上野村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	12	0	0.0
10	367	神流町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	21	0	0.0
10	382	下仁田町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	31	1	3.2
10	383	南牧村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	55	0	0.0
10	384	甘楽町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
10	421	中之条町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	87	0	0.0
10	424	長野原町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
10	425	嬭恋村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	11	0	0.0
10	426	韃津町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	428	高山村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	13	1	7.7
10	429	東吾妻町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
10	443	片品村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	444	川場村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	448	昭和村				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
10	449	みなかみ町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
10	464	玉村町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
10	521	板倉町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	522	明和町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
10	523	千代田町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
10	524	大泉町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
10	525	邑楽町				0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)				
													13	10	270	71	26.3	1	0	4	0	0.0						
	前橋市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	高崎市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	桐生市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	伊勢崎市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	太田市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	沼田市												2	2	38	14	36.8	0	0	0	0	0						
	館林市												3	2	98	19	19.4	0	0	0	0	0						
	洪川市												1	1	31	13	41.9	0	0	0	0	0						
	藤岡市												2	2	40	11	27.5	0	0	0	0	0						
	富岡市												2	2	30	8	26.7	0	0	0	0	0						
	安中市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	みどり市												0	0	0	0		0	0	0	0							
	榛東村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	吉岡町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	上野村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	神流町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	下仁田町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	南牧村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	甘楽町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	中之条町												3	1	33	6	18.2	0	0	0	0	0						
	長野原町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	嬭恋村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	草津町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	高山村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	東吾妻町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	片品村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	川場村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	昭和村												0	0	0	0		0	0	0	0							
	みなかみ町												0	0	0	0		1	0	4	0	0.0						
	玉村町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	板倉町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	明和町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	千代田町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	大泉町												0	0	0	0		0	0	0	0							
	邑楽町												0	0	0	0		0	0	0	0							

調査時点コード	1	平成30年4月1日	2	平成30年5月1日	3	その他
---------	---	-----------	---	-----------	---	-----

都 道 区	市 町 村	市 区 町 村 議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											調 査 時 点 コ ド	そ の 他			
			問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)が あるか。1～3のいずれか一 つを選択してください。	問2 問1で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定」 はいつ制定されましたか。1～2 のうちいずれか一つを選択して ください。	問3(1). 問1で、1. を選択した場合、取得 することが可能な 休業期間は、次のう ちどれに当てはまりま すか。	問3(2). 問1 で1.を選択した場 合、休暇の期間 の報酬について 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. その他	問4 仕事と生活の調和の観点からの欠席事由について、以下の事由に ついて1～3のうちいずれか一つに○をつけてください。	問5 問4で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入	問6 男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	問7 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	問8 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置ま たは提供されていますか。							
			1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. その他	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間よりも短い 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上である 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1の合計	32	4	1	1	1	2	2	1	5	4			1	0	0
			2の合計	2	28	1	27	14	14	13	13	19	6			1	0	2
			3の合計	1		30	4	20	19	20	21	11	25			0	0	1
			4の合計												33	35	32	
10	201	前橋市	前橋市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	2	1
10	202	高崎市	高崎市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	1	3		4	4	4	1
10	203	桐生市	桐生市議会	1	2	3	2	3	1	1	3	1	1		2	4	4	1
10	204	伊勢崎市	伊勢崎市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	205	太田市	太田市議会	1	2	3	1	2	3	3	3	1	3		4	4	4	1
10	206	沼田市	沼田市議会	1	2	3	3	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1
10	207	館林市	館林市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	3
10	208	渋川市	渋川市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	209	藤岡市	藤岡市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	1	1		4	4	4	1
10	210	富岡市	富岡市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	211	安中市	安中市議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1
10	212	みどり市	みどり市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1
10	344	榛東村	榛東村議会	1	2	1	2	3	1	1	1	1	1		4	4	4	1
10	345	吉岡町	吉岡町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1
10	366	上野村	上野村議会	1	2	3	3	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1
10	367	神流町	神流町議会	2			2	2	2	3	3	2	3		4	4	4	1
10	382	下仁田町	下仁田町議会	1	2	3	3	2	2	2	2	2	3		4	4	4	2
10	383	南牧村	南牧村議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	384	甘楽町	甘楽町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	2		4	4	4	1
10	421	中之条町	中之条町議会	2			2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1
10	424	長野原町	長野原町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	2
10	425	碓氷村	碓氷村議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1
10	426	草津町	草津町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1
10	428	高山村	高山村議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	429	東吾妻町	東吾妻町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	2
10	443	片品村	片品村議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	444	川場村	川場村議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	448	昭和村	群馬県昭和村議会	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1		4	4	4	1
10	449	みなかみ町	みなかみ町議会	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	464	玉村町	玉村町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		1	4	4	1
10	521	板倉町	板倉町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1
10	522	明和町	明和町議会	3				2	2	2	2	2	3		4	4	3	1

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ド ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											調 査 時 点 そ の 他 コ ド			
			問1	問2	問3	問3(1)	問3(2)	問3(1)	問3(2)	問4	問5	問6	問7		問8		
			議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)が あるか。1～3のいずれか一 つを選択してください。	問1で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定」 はいつ制定されましたか。1～2 のうちいずれか一つを選択して ください。	問3(1)、問1で1. を選択した場合、取 得することが可能な 休業期間は、次のう ちどれに当てはまりま すか。	1. あり 2. なし 3. その他	問1、問1. で1.を選択した場 合、休暇の期間 の報酬につい て、減額の規定 はありますか。	仕事と生活の調和の観点からの欠席事由について、以下の事由に ついて1～3のうちいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. その他	問4. で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入	男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置ま たは提供されていますか。					
			1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. その他	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間よりも短い 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上である 3. 期間の定めはな い。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		1. 男女共同参画に関する研 修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行ってい る。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメ ント防止に関する研修の両方 を行っている。 4. 行っていない。	1. 人員及び場所の設置また は提供がされている。(臨時 のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されて いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし	
10 523	千代田町	千代田町議会	1	2	3	2	1	2	2	2	2	2	第2条 2 議員又は議員の配偶者が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議表に欠席届を提出することができる。	4	4	2	1
10 524	大泉町	大泉町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	2
10 525	邑楽町	邑楽町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1